

令和 7 年度

松江市中古木造建築物改修及び除却支援事業補助金のご案内

改修支援

中古木造建築物を購入してから、
一年以内に行う改修工事に対する支援です。

対象物件	逐語20年以上経過した中古木造建築物
補助率	改修費の10%（上限額20万円） ※U・Jターン者には上乗せがあります
対象経費	建物の構造部分の改修や模様替え、 住宅の機能向上のためにおこなう工事費用

詳しくは、P. 2へ→

建替え除却支援

中古木造建築物を購入してから、
建替えをするために
取り壊す工事に対する支援です。

対象物件	築後20年以上経過した中古木造建築物
補助率	除却費の2/3（上限額50万円） ※U・Jターン者には上乗せがあります
対象経費	中古木造建築物を除却するための費用

詳しくは、P. 3へ→

住環境改善支援事業

改修支援または、建替え除却支援に併せて
行う住環境改善工事です。
（※住環境改善工事のみは対象としません。）

対象物件	改修支援事業または建替え支援事業に 併せて住環境改善工事を行うもの
補助率	住環境改善工事費の1/2 （上限額50万円） ※U・Jターン者には上乗せがあります
対象経費	住環境改善工事のための費用 （ただし、既に改善工事済のものを改 修する場合は除く。）

詳しくは、P. 4へ→



【お問合せ先】

松江市 住宅政策課 空家対策係
（市役所別館3階）

TEL:0852-55-5346

FAX:0852-55-5552



改修支援

補助対象の要件

- ・松江市内にある築後 20 年以上経過した中古木造建築物を自己の居住用として購入された方
- ・購入してから 1 年以内に行う工事であり、令和 8 年 2 月 27 日までに工事が完了し、実績報告書を提出できること（工事着手前に申請が必要です）

補助対象の費用

<対象工事>

購入した中古木造建築物の改修工事。

（建物の構造部、電気設備、給排水衛生設備、模様替え、住宅性能向上のために行う改修工事）

<対象外工事>

- ①外部工事・・・造園、門扉、ブロック塀、バルコニー、下水道接続工事等
- ②移設可能なもの・・・移設可能な電化製品、移設可能な家具、カーテン等
- ③冷暖房空調機械設備・エアコン、浴室暖房等
- ④その他・・・増改築、ハウスクリーニング、畳表替え、鍵交換代等

補助率及び補助金の上限額

UIJ ターン者には補助率の上乗せがあります。

申請者	補助率	上限額
松江市民	10%	20万円
UIJ ターン者の場合	15%	25万円

※1,000円未満の端数については、これを切り捨てた額となります。

建替え除却支援

補助対象の要件

- ・松江市内にある築後20年以上経過した中古木造建築物を購入し、
- ・購入してから1年以内に行う工事であり、令和8年2月27日までに建替え住宅の基礎工事に着手したことが分かるもの（写真など）を添付した実績報告書を提出できること（解体工事着手前に申請が必要です）

補助対象の費用

- ・築後20年以上経過した中古木造建築物の解体除却に要する費用
（ブロック塀や庭木の解体・処分費は補助の対象になりません。）

補助率及び補助金の上限額

UIJターン者には補助率の上乗せがあります。

申請者	補助率	上限額
松江市民	除却費の2/3	50万円
UIJターン者の場合	70%	55万円

※1,000円未満の端数については、これを切り捨てた額となります。

UIJターン者とは？

市外に1年以上居住していた方で、市内に転入し、住民登録をした日から1年以内の方、または、転入する予定の方です。

住環境改善支援

補助対象の要件

- ・改修支援事業または建替え支援事業に併せて、次のいずれかに該当する住環境改善工事を行うもの（※住環境改善工事のみの場合は対象にはなりません。）
 - ① 下水道処理区域において下水道へ未接続の場合における新規接続工事
 - ② 下水道処理区域外の区域において合併浄化槽の新規設置工事
- ・購入してから1年以内に行う工事であり、令和8年2月27日までに住環境改善工事の施工状況が分かるもの（写真など）を添付した実績報告書を提出できること
（工事着手前に申請が必要です）

補助対象の費用

- ・改修支援事業または建替え支援事業に併せて行う、次のいずれかに該当する住環境改善工事に要する費用（ただし、既に改善工事済のものを改修する場合は除く。）
 - ① 下水道処理区域において下水道へ未接続の場合における新規接続に要する経費
 - ② 下水道処理区域外の区域において合併浄化槽の新規設置に要する経費

補助率及び補助金の上限額

UIJターン者には補助率の上乗せがあります。

申請者	補助率	上限額
松江市民	1 / 2	50万円
UIJ ターン者の場合	55%	55万円

※1,000円未満の端数については、これを切り捨てた額となります。

UIJターン者とは？

市外に1年以上居住していた方で、市内に転入し、住民登録をした日から1年以内の方、または、転入する予定の方です。

補助金申請の流れと必要書類

※必ず工事着手前に申請をお願いします

以下に掲げる必要書類を揃えて、住宅政策課 空家対策係（別館3階）まで提出してください。

- 補助金は予算の範囲内で交付するものであり、申請件数の状況により本来の補助額が交付されないことがあります。
- 提出の前に、下記チェック表にある書類がすべて揃っていることをご確認ください。
- 令和8年2月27日までに実績報告書の提出をしてください。
- 申請書等に押印は不要です。

✓チェック

申請

- ☐ 交付申請書★（㊞ 不要）
- ☐ 改修工事を行う建物の案内図、既存平面図
- ☐ 既存平面図と見比べて工事計画内容がわかる改修計画平面図
- ☐ 補助対象内外工事費の確認ができる工事内訳書
- ☐ 改修工事請負契約書の写し
- ☐ 取得した中古木造建築物の土地及び建物の売買契約書
- ☐ 戸籍の附票（U・I・Jターンに該当する方のみ）
- ☐ 松江市税の滞納がないことが分かる証明書、または松江市に居住した実績がなく証明書が提出できない場合、市税納付状況調査同意書
- ☐ 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
- ☐ 築後20年以上を経過した中古木造建築物であることが確認できる書類等
- ☐ そのほか市長が必要と認める書類



交付決定

書類を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。
補助金交付決定通知後に、工事に着手して下さい。



工事着手

※工事期間、工事内容、工事金額に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください。



工事完了

↓ 実績報告 ↓	工事完了後、実績報告・補助金請求をしてください。 ✓チェック ☐ 実績報告書★（印 不要） ☐ 竣工図（工事箇所、工事内容がわかるものに限る。） ☐ 改修工事の施工状況写真（施工前・施工中・施工後） ☐ 改修工事に要した費用の領収書の写し ☐ 取得した中古木造建築物の土地及び建物の登記事項証明書 ☐ そのほか市長が必要と認める書類
支払	書類を確認・審査後、補助金の確定をします。 ① 補助金請求書★、②口座振替依頼書★、③ご指定の口座の通帳写しを提出いただき、補助金をお支払いいたします。 （ご指定の口座へ振り込み）

上記書類（★）は、住宅政策課窓口にて配布しているほか、松江市ホームページからもダウンロードして入手できます。

補助金申請の流れと必要書類

※必ず工事着手前に申請をお願いします

以下に掲げる必要書類を揃えて、住宅政策課 空家対策係（別館3階）まで提出してください。

補助金は予算の範囲内で交付するものであり、申請件数の状況により本来の補助額が交付されないことがあります。

- ・提出の前に、下記チェック表にある書類がすべて揃っていることをご確認ください
- ・令和8年2月27日までに実績報告書の提出をしてください。
- ・申請書等に押印は不要です。

✓チェック

申請



- ☐ 交付申請書★（印 不要）
- ☐ 除却工事を行う建物の案内図
- ☐ 除却範囲のわかる既存平面図、工事計画書
- ☐ 補助対象内外工事費の確認ができる工事内訳書
- ☐ 建て替え住宅の建築請負契約書又は設計請負契約書の写し等
- ☐ 取得した中古木造建築物の土地及び建物の売買契約書
- ☐ 地籍図（隣地を購入して建て替えの場合）
- ☐ 戸籍の附票（U I Jターンに該当する方のみ）
- ☐ 松江市税の滞納がないことが分かる証明書、または松江市に居住した実績がなく証明書が提出できない場合、市税納付状況調査同意書
- ☐ 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
- ☐ 築後20年を経過した中古木造建築物であることが確認できる書類等
- ☐ そのほか市長が必要と認める書類

交付決定

書類を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。
補助金交付決定通知後に、工事に着手して下さい。



工事着手



工事完了

※工事期間、工事内容、工事金額に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください。

 実 績 報 告 	工事完了後、以下に掲げる必要書類を揃えて実績報告・補助金請求をしてください。 ✓チェック ☐ 実績報告書★（印 不要） ☐ 除却した建物の閉鎖事項証明書（未登記の建物を除く。） ☐ 除却工事の施工状況写真（除却前・除却中・除却後） ☐ 除却工事に係る工事請負契約書の写し ☐ 除却工事に要した費用の領収書の写し ☐ 建て替え住宅の基礎工事を施工している様子を写した写真 ☐ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しおよび集計表 ☐ 取得した中古木造建築物の土地の登記事項証明書 ☐ そのほか市長が必要と認める書類
支 払	書類を確認・審査後、補助金の確定をします。 ① 補助金請求書★、②口座振替依頼書★、③ご指定の口座の通帳写しを提出いただき、補助金をお支払いいたします。 （ご指定の口座へ振り込み）

上記書類（★）は、住宅政策課窓口にて配布しているほか、松江市ホームページからもダウンロードして入手できます。

補助金申請の流れと必要書類

申請 ↓	※必ず工事着手前に申請をお願いします 以下に掲げる必要書類を揃えて、住宅政策課 空家対策係（別館3階）まで提出してください。 補助金は予算の範囲内で交付するものであり、申請件数の状況により本来の補助額が交付されないことがあります。 ・提出の前に、下記チェック表にある書類がすべて揃っていることをご確認ください（※住環境改善支援事業補助金の申請書様式については、空家対策係までお問い合わせください。） ・令和8年2月27日までに実績報告書の提出をしてください。 ・申請書等に押印は不要です。 ✓チェック ☐ 改修支援補助金申請、または建替除却支援補助金申請に必要な書類 ☐ 住環境改善工事の工事内容がわかる工事計画平面図 ☐ 補助対象内外工事費の確認ができる工事内訳書 ☐ 住環境改善工事に係る工事請負契約書の写し ☐ そのほか市長が必要と認める書類
交付決定	書類を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。 補助金交付決定通知後に、工事に着手して下さい。
↓ 工事着手 ↓ 工事完了	※工事期間、工事内容、工事金額に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください。

 実 績 報 告 	工事完了後、以下に掲げる必要書類を揃えて実績報告・補助金請求をしてください。 （※住環境改善支援事業補助金の実績報告書様式については、空家対策係までお問い合わせください。） ✓チェック ☐ 改修支援補助金実績報告、または建替除却支援補助金実績報告に必要な書類 ☐ 竣工図（工事箇所・工事内容が分かるものに限る。） ☐ 住環境改善工事の施工状況写真（施工前・施工中・施工後） ☐ 住環境改善工事に要した費用の領収書の写し ☐ そのほか市長が必要と認める書類
支 払	書類を確認・審査後、補助金の確定をします。 提出書類については、改修支援補助金支払必要書類、または建替除却支援補助金支払必要書類を兼用いたします。 手続き終了後、ご指定の口座へ実績報告改修支援補助金分、または建替除却支援補助金分と併せて、振り込みいたします。